

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、古くから「くすりのまち」として全国にその名が知られている。現在も医薬品をはじめ、機械や電子部品など、様々なものづくり産業が集積するとともに、多様な文化と歴史を併せ持ち、雄大な自然を誇る日本海側有数の中核都市である。

本市の人口は、約40万人と富山県内最大であるが、平成22年をピークに減少に転じており、その後も減少傾向が続くと見込まれている。更に高齢化率は上昇を続けており、人口減少と高齢化が同時に進行すると見込まれている。

人口の減少、高齢化、国際化や高度情報化など本市を取り巻く状況が大きく変化する中で、本市域内の事業所数は緩やかに減少し、とりわけ中小企業は、人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、長い歴史を経て集積されてきた市内の産業基盤が失われかねない状況にある。

このような状況のもと、本市では、これまでも企業の設備投資に対し企業立地助成金を交付するなど様々な施策を実施し、市内事業者を支援してきた。今後、AIやIoTなどの技術の導入によるDXを推進し、市内中小企業における生産性の抜本的な向上や高付加価値化を促すとともに、高齢者や女性、若年者の雇用促進による多様な人材が活躍できる雇用環境の実現や、賃上げによる労働力の確保により、現在、課題となっている生産性向上や人手不足にも対応していく必要がある。

上記の課題に対応していく過程において、企業はその事業基盤を更に強化していくこととなり、このことから、本市として企業の取組みを支援していくことは、喫緊の課題であるといえる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性向上への意識が高いとともに、環境負荷が低く、先端設備等の導入が最も活発である自治体を目指し、更なる持続可能な経済発展を促す。

これを実現するための具体的な目標として、当該計画期間中に200件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、医薬品をはじめ、機械や電子部品など、様々なものづくり産業が集積するとともに、農林水産業やサービス業など多岐に渡る。このように多様な産業が本市の経済や雇用を支え、経済基盤となっていることから、より幅広い範囲において事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、本市における多種多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、臨海エリア、平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域において、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、医薬品をはじめ、機械や電子部品など、様々なものづくり産業が集積するとともに、農林水産業やサービス業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済や雇用を支えている。これらの産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要があるので、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による生産現場の業務効率化、省エネの推進、海外市場等の販路拡大等、多種多様である。従って本計画においては、労働生産性が年率3%以上に貢献すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。